

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01423

研究課題名(和文) 刑事裁判における争点整理・事実認定の指導指針となるべき実体法解釈論の研究

研究課題名(英文) A Study on Substantive Law Interpretation Theory that should be Guidance for Arranging Issues and Finding Facts in Criminal Justice

研究代表者

安田 拓人 (Yasuda, Takuto)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：10293333

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,000,000円

研究成果の概要(和文)： 刑事裁判において的確な争点整理・事実認定を行うには、刑事事実認定に際し重視されるべき事情は何かという問いを解明したうえ、当該事情を理論的に説明しうる実体法理論を構築する必要がある。

そこで、本研究では、それぞれの争点において刑法理論上本当に問題とされるべき点は何かを明らかにするとともに、それとの関係で、どのような事実に着目されるべきかを解明することに努め、研究分担者によるものも含め、多数の論文において、成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

刑事裁判において争点整理および事実認定を的確に行うためには、刑事事実認定に際し重視されるべき事情は何かという問いを解明したうえ、当該事情を理論的に説明しうる実体法理論を構築する必要がある。

本研究は、この課題に取り組み、とくに責任能力、性犯罪の分野において、研究分担者によるものも含め、重要な成果をあげた。本研究は、膨大な裁判例の詳細な検討を基盤としたものであり、刑事裁判官からのご指摘を受けて遂行されており、その成果は、わが国の刑事裁判の質的向上に直結するものである。

研究成果の概要(英文)： In order to accurately arrange issues and find facts in criminal trials, (1) clarify the question of what facts should be emphasized in finding criminal facts, and (2) construct a theory of substantive law that can theoretically explain the facts. Therefore, in this research, I tried to clarify what points should really be considered as problems in criminal law theory in each issue, and what facts should be focused on in relation to them, published the results in many papers, including those by co-investigators.

研究分野：刑法

キーワード：刑法解釈論 争点整理 事実認定

## 1. 研究開始当初の背景

実体法の諸問題の中でも、刑事事実認定にかかる理論的根拠については、未解明の部分が多い。例えば責任能力に限ってみても、理論刑法学研究者は、その判断基準を構成する精神の障害・認識能力・制御能力の理論的意義を解明し、判断基準の理論的基礎付けに努めてきた。一方、実際の裁判では、最高裁昭和59年7月3日決定・刑集38巻8号2783頁が示すような、「被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して」判断する、いわゆる総合判断の枠組みが用いられている。また、これと呼応して、精神医学の側からも、研究協力者である岡田らによる「7つの着眼点」が提示されている。しかし、理論刑法学の側から、これらのファクターが責任能力の判断において、どのような位置づけを与えられ、最終的に判断されるべき心神喪失・耗弱の判断といかなる関係にあるかに関しての理論的解明は殆ど行われてこなかった。他の実体法上の問題についても問題状況は同様であった。

この点、裁判実務家からも、公判前整理手続における争点整理が有効に機能するためには、各当事者の主張において、一定の事情がどのような命題を立証するために、どのような位置づけでもって主張されているのかが明らかにされる必要があるとの指摘がなされている。こうした各事情の位置づけを明確にした主張が可能となるためには、各当事者が、法律概念の本当に意味するところに立ち返り、その概念のコアとなる意味内容を法解釈により導き出したうえで、それを踏まえて整序されるべき、判決において判断の分岐点となる点を意識している必要があると思われた。

## 2. 研究の目的

そこで、本研究では、争点整理において、当事者の主張を整理するための準拠指針を提示することを目的として、実体法の諸問題を取りあげ、刑事事実認定に際し重視されるべき事情は何かという問いを解明し、当該事情を理論的に説明しうる実体法理論を再構築しようと試みた。

そこで発せられる学術的な問いは、以下のようになった。

- 1) 一定の要件(例えば責任能力、殺意、共謀等)を証明するために必要な事実として、判例上、どのようなものが実際に重視されているのか  
→判決において重視されている事情の特定
- 2) これら重視されている事情は、いかなる命題を立証する意義を与えられているのか、それが理論的に根拠あるものなのか  
→判決において重視されるべき事情の分析
- 3) これら重視されるべき事情に関する解明を行うとともに、そうした事情の選別に関する一定の理論的提言を可能ならしめる実体法理論はどのようなものになるか  
→判決において重視されるべき事情を支える実体法理論の再構築

## 3. 研究の方法

本研究では、網羅的な裁判例の分析、内外の文献調査による参考となる議論の収集及び問題意識の深化、海外調査による比較法的研究、研究会での意見交換による問題意識の共有と深化というプロセスを行き来することにより、所期の研究目的を達成する計画であった。

取りあげるテーマは、裁判所側での分析・検討が一定程度行われているテーマのうち実体法に関わる責任能力、殺意、共謀、量刑とし、裁判例は東京高裁管内の裁判員裁判(第1審)の判決をすべて分析することを目標とした。

文献調査は、海外調査を視野に入れた、解決されるべき課題・調査すべき事項のリスト化のためのものと、海外の立法・判例・学説に関する文献的検討が中心となる。

海外調査(ドイツ法圏および英米法圏)は、この問題に精通している研究者、わが国の実務家とも問題意識を共有していると思われる裁判実務家との意見交換、わが国で入手困難な資料の収集が主な目的となる。

研究会は、3~4か月に1回のペースで開催する。裁判例の分析結果を共有し、海外調査の事前準備、海外調査の結果の分析、わが国の裁判例を主な素材としてわが国の問題状況の分析を行う。

## 4. 研究成果

1年目においては、刑事裁判官と共同研究メンバーとの研究会を2回行い、(刑事事実認定に際し重視されるべき事情は何かという問いの解明)につき、刑法上の具体的なテーマに即して充実した意見交換を行った。(当該事情を理論的に説明しうる実体法理論の再構築)については、本研究の問題意識も反映させた形で、「精神の障害と責任能力・量刑の判断」につき、共同研究者メンバーの岡田・樋口・小池による研究成果を刑法雑誌に公表することができた(安田はオーガナイザーとして企画の趣旨を執筆)。

また、安田においては、の問題意識をもちながら、最新の重要判例につき年度内に5本の判例研究を表したほか、学生向け判例教材においてではあるが、新たに「実行の着手」「共犯の諸問題」につき、概観解説を表しており、また、樋口においては、共謀の問題につき本年度も顕著な成果をあげている。

以上のほか、第7回日中刑事法シンポジウム「刑法の重要課題をめぐる日中刑事法の実践」において、中国人研究者・台湾人通訳者の招聘に関与し、「責任能力」「賄賂罪」「サイバー犯罪」「横領罪」の諸問題につき、新たな着眼点を得ることができた。

2年目においても、各分担者において、それぞれの分担部分につき順調な研究の進展があったところであるが、例えば、代表者の安田においては、責任能力の問題のうち、これまでほとんどなされていなかった解離性同一性障害に関する判例分析を網羅的に行い、裁判所における判断において重視されている事情の抽出作業を、分担者の岡田・安藤の懇切な助言のもとに遂行した。

また、樋口においては、準強制性交等・わいせつ罪における抗拒不能の要件につき、わが国の裁判例の網羅的な分析を行い、そこでの結論に影響している考慮ファクターを抽出することに成功するなどの成果を上げた。

3年目においても、研究代表者・分担者による個人研究と、司法研修所における研究会をいかした共同研究を有機的に組み合わせながら、研究を推進した。

具体的な成果としては、まず、代表者の安田による、法学教室誌上における「刑法総論の基礎にあるもの」と題する12本の連載がある。これは、本共同研究において、問題の本質を徹底して考え抜くことこそが、真の争点整理等につながるとの実務家側からのご指摘を正面から受け止め、骨太に問題の本質を考え抜いたものであり、まさしく本共同研究の成果物としてカウント可能なものである。

また、分担者の樋口においては、法学セミナー誌上に、「裁判実務と対話する刑法理論」という、まさに本共同研究の趣旨にマッチする研究成果を、性犯罪および共同正犯につき、公表し、大きな反響を呼んでいる。

そのほか、精神医学側からも、分担者の岡田、安藤は、コンスタントに重要な研究成果を上げており、刑事責任能力の具体的判断を考えるにあたって医学側から貴重な貢献を続けているところである。

さらに、司法研修所における研究会では、実務家サイドから、刑法の本質を骨太に理解させるための工夫について提言を頂戴し、具体的な意見交換を行うことができたことも、研究推進に大きく寄与したところである。

このように、最終年度においても、重要な研究成果が十分に生み出されており、本共同研究は当初予定された目的を達成できたものと思われる。

確かに、この間、コロナ禍の影響により、対面での研究会活動、海外調査には支障が出タが、オンラインによる研究会を通じた共同研究は順調に進捗し、いずれの年度においても、オンラインによる研究会を開催したほか、そこでの問題提起を受け、メールによる引き続きの充実した意見交換がなされる等、共同研究としての実を上げたところである。

とりわけ分担者の樋口においては、2年目に、日本刑法学会関西西部会冬季例会における共同研究「暴行・脅迫/抗拒不能要件について——性犯罪改正に向けて」において、本共同研究の成果をも反映した形で、中心的な役割を果たし、成果を上げた。

また、解離性障害をめぐる共同研究の成果は、安田において、判例評論誌上における判例研究として結実し、翌年度に刊行された裁判官による論考において大きく取り上げられるなど、実務的にも反響を呼んだところであり、この共同研究による成果は、実務家からも安心して参照できず成果として位置づけられているように思われる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計23件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 477
2. 論文標題 賄賂罪における「職務に関し」の意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 92(12)
2. 論文標題 特殊詐欺における実行の着手	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 92(12)
2. 論文標題 承継的共同正犯	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 37-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小池信太郎	4. 巻 66(2)
2. 論文標題 熊谷6人殺害事件：責任能力の判断	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 23-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田幸之	4. 巻 866
2. 論文標題 精神鑑定が描き出す「機序」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 463
2. 論文標題 被害者が解放後に借金全額を肩代わりして支払う場合における強盗罪の成立に必要な暴行・脅迫の程度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 465
2. 論文標題 輸入する物品が金塊であることの認識がある場合における覚せい剤営利目的輸入罪の故意	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 467
2. 論文標題 交番の警察官に対し違法薬物を所持した犯人が逃走を図ったと誤信させて被告人を追跡させる等した行為に偽計業務妨害罪の成立が認められた例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 469
2. 論文標題 準強制性交等罪における抗拒不能の判断	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 471
2. 論文標題 内縁関係ある者による不法残留罪の幫助の成否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 58(2)
2. 論文標題 企画の趣旨 (特集 精神の障害と責任能力・量刑の判断)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 293-295
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 58(2)
2. 論文標題 責任非難の構造に基づく責任能力論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 313-329
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 91(11)
2. 論文標題 特殊詐欺における共謀認定	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 61-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小池信太郎	4. 巻 58(2)
2. 論文標題 精神障害と量刑判断 犯情評価をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 330-343
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田幸之	4. 巻 58(2)
2. 論文標題 精神科医から見た法律家が考えるべき問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 296-309
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤久美子	4. 巻 28
2. 論文標題 ICD-11: パーソナリティ障害と秩序破壊的または非社会的行動症群 精神病理学的視点の再考	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本社会精神医学会雑誌	6. 最初と最後の頁 147-158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 66 (4)
2. 論文標題 性犯罪における暴行脅迫・心神喪失・抗拒不能要件と同意(1)～(4)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 57-69
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 66 (12)
2. 論文標題 類型論に基づく共同正犯の構造化(1)～(4)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 106-113
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 75 (1)
2. 論文標題 特殊詐欺のすり替え事案における窃盗未遂	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 59-109
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小池信太郎	4. 巻 66 (8)
2. 論文標題 性犯罪の量刑(1)～(4)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 116-123
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 安田拓人	4. 巻 487
2. 論文標題 刑法総論の基礎にあるもの(1)~(12)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 91-99
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 746
2. 論文標題 解離性同一性障害と責任能力の判断	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 138-146
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安田拓人	4. 巻 881
2. 論文標題 精神鑑定に関する8ステップ論の整備・点検	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 樋口亮介
2. 発表標題 性犯罪規定に関する裁判例・立法論の検討
3. 学会等名 日本刑法学会関西支部会
4. 発表年 2021年

## 〔図書〕 計2件

1. 著者名 樋口亮介（深町晋也と編著）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1072
3. 書名 性犯罪規定の比較法研究	

1. 著者名 成瀬幸典・安田拓人編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 470
3. 書名 判例プラクティス刑法 総論 [第2版]	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岡田 幸之  (Okada Takayuki)  (40282769)	東京医科歯科大学・大学院医歯学総合研究科・教授    (12602)	
研究分担者	安藤 久美子  (Ando Kumiko)  (40510384)	聖マリアンナ医科大学・医学部・准教授    (32713)	
研究分担者	酒巻 匡  (Sakamaki Tadashi)  (50143350)	早稲田大学・法学学術院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授    (32689)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小池 信太郎  (Koike Shintaro)  (60383949)	慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授    (32612)	
研究分担者	樋口 亮介  (Higuchi Ryosuke)  (90345249)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授    (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 第7回日中刑事法シンポジウム	開催年 2019年～2019年
--------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関